

●助産所に関する主な申請・届出

	開設者	手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
新規開設	法人	助産所開設許可申請書 (様式第2号) 【助産所開設許可手数料：11,000円】	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の見取図 敷地平面図 (求積図、建物配置図) 建物平面図 建物立面図 定款、寄附行為又は条例 土地及び建物の登記事項証明書(原本) 土地及び建物の賃貸借契約書の写し 公図の写し 建築確認済証等の写し 	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	<p>○入所施設を有する場合は、助産所開設許可後に別途「施設使用許可」が必要です。 【施設使用前検査手数料：15,000円(実地検査)】 〔開設許可→施設使用許可→開設後届〕</p>
		助産所開設後届 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の免許証の写し 嘱託医師に関する書類 (嘱託した旨の書類)又は嘱託医師の勤務する医療機関に関する書類(嘱託した旨の書類及び当該医療機関が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類) 嘱託医療機関に関する書類(嘱託した旨の書類及び当該医療機関が診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所である旨の書類) 有資格者の免許証の写し 	1部 (※注)	開設後 (10日以内)	<p>○事前に助産所開設許可が必要です。 ○入所施設を有する場合は、上記に加え、事前に「施設使用許可」が必要です。</p>
	個人	助産所開設届 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の見取図 敷地平面図 (求積図、建物配置図) 建物平面図 建物立面図 土地及び建物の登記事項証明書(原本) 土地及び建物の賃貸借契約書の写し 建築確認済証等の写し 管理者の免許証の写し 嘱託医師に関する書類(上段のとおり) 嘱託医療機関に関する書類(上段のとおり) 有資格者の免許証の写し 	1部 (※注)	開設後 (10日以内)	<p>○入所施設を有する場合は、事前に「施設使用許可」が必要です。 【施設使用前検査手数料：15,000円(実地検査)】 〔施設使用許可→開設届〕</p>

	開設者	手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
①開設者の所在地（住所）、 名称（氏名） ②施設の名称 ③施設の所在地 （同一敷地内に限る）	法人	助産所開設許可事項一部変更届 （様式第8号）	①及び②の場合 ・法人登記事項証明書 ③の場合 ・【要確認】 ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○開設主体を変更する場合は、廃止及び新規 開設の手続が必要です。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。
	個人	助産所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	③の場合 ・【要確認】 ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○開設主体を変更する場合は、廃止及び新規 開設の手続が必要です。 ○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。
開設者に係る他施設の開設 等の状況	個人	助産所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	—	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	
①定款 ②寄附行為 ③条例	法人	助産所開設許可事項一部変更届 （様式第8号）	・変更前後の定款、寄附行 為又は条例 ・新旧対照表	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○医療法人にあつては、①又は②に係る変更 の場合には、定款変更の手続が終了してい る必要があります。
①管理者の住所、氏名 ②嘱託医師の住所、氏名又は 嘱託医師の勤務する医療 機関の所在地、名称 ③嘱託医療機関の所在地、名 称	法人	助産所開設後届出事項一部変更届 （様式第8号）	①の場合 ・新任者の免許証の写し ・履歴書 ②の場合 ・嘱託医師に関する書類 （嘱託した旨の書類）又は 嘱託医師の勤務する医 療機関に関する書類（嘱 託した旨の書類及び当 該医療機関が診療科名 中に産科又は産婦人科 を有する旨の書類）	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。
	個人	助産所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	③の場合 ・嘱託医療機関に関する書 類（嘱託した旨の書類及 び当該医療機関が診療 科名中に産科又は産婦 人科及び小児科を有し、 かつ新生児への診療を 行うことができる病院 又は有床診療所である 旨の書類）	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。
①従業者定員 ②敷地面積、敷地平面図 ③建物の構造概要、平面図 （入所定員を含む）	法人	助産所開設許可事項一部変更許可申請書 （様式第4号）	②の場合 ・変更前後の平面図（建物 配置図を含む） ・土地の登記事項証明書 （原本）（拡張部分のみ） ・土地賃貸借契約書の写し （拡張部分のみ）（賃貸借 契約を結ぶ場合）	1部 （※注）	事前 （2週間前まで）	○③に係る変更、かつ入所施設を有する場合 にあつては、「施設使用許可」が必要な場合 があります。 【施設使用前検査手数料：15,000円（実地検査）】 【施設使用前検査手数料：3,000円（自主検査）】
	個人	助産所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	③の場合 ・変更前後の平面図 ・構造設備の概要を示した 書類 ・建築確認済証等の写し （建築確認が必要な場合） ・建物の登記事項証明書 （原本）（既存の建物を新 たに助産所とする場合） ・建物賃貸借契約書の写し （賃貸借契約を結ぶ場合） ※その他必要な書類	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	○③に係る変更、かつ入所施設を有する場合 にあつては、「施設使用許可」が必要な場合 があります。 【施設使用前検査手数料：15,000円（実地検査）】 【施設使用前検査手数料：3,000円（自主検査）】
従事助産師の氏名、勤務日、 勤務時間	個人	助産所開設届出事項一部変更届 （様式第8号）	・新任者の免許証の写し	1部 （※注）	変更後 （10日以内）	

変更

	開設者	手続内容				説明
		提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	
休 止	—	助産所休止届 (様式第9号)	—	1部 (※注)	休止後 (10日以内)	
廃 止	—	助産所廃止届 (様式第9号)	—	1部 (※注)	廃止後 (10日以内)	
再 開	—	助産所再開届 (様式第10号)	—	1部 (※注)	再開後 (10日以内)	
開設者の死亡・失踪	個人	助産所開設者死亡(失踪)届 (様式第11号)	—	1部 (※注)	死亡(失踪)後 (10日以内)	○戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者が届け出て下さい。
開設者以外の管理者	個人	開設者以外の者を管理者とする許可申請書 (様式第12号)	・管理者にしようとする者の免許証の写し ・履歴書	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	
2以上の助産所管理	—	2以上の助産所管理許可申請書 (様式第13号)	—	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	

※注 控えが必要な場合は、1部余分に作成し提出時にお持ち下さい。

郵送による提出で控えが必要な場合は、必ず控え分と併せ切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。